

労働法制改悪に反対する決議

安倍政権は「戦争する国づくり」とともに「大企業が世界で一番活動しやすい国づくり」をめざして、働くルールの大改悪を進めています。

今国会では、多くの派遣労働者の反対を押し切り、労働者派遣法の改悪を強行しました。これまでの派遣労働の「臨時的・一時的業務に限る」という原則を投げ捨て、「生涯ハケン」を可能にするものです。さらに現行法の「直接契約申し込みみなし制度」の10月1日発動をできなくして、違法企業を免罪しようという、財界の思惑を反映したものとなっています。

今回は見送られましたが、「残業代ゼロ法案」については、その対象を年収1075万円以上としています。対象者が拡大することは必至です。経団連はかつて「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」(2005年)において「年収の額が400万円以上」であれば対象にすべきとしています。何よりこの1075万円という数字は法律の条文とすることなく「省令」によるものであり、省令であれば法律と違い国会の議論を経ることなく変更ができるのです。

「解雇自由化」についても、政府は手始めに「解雇の金銭解決制度」の導入を狙っています。この制度は、たとえ不当な解雇であって裁判で解雇無効を勝ち取ったとしても、金銭さえ支払えばその解雇は有効であるとするもので、結局は「お金さえ支払えば労働者をクビにできる」という風潮をつくりかねません。

労働法制の改悪は、労働者派遣法改悪の歴史をみても分かるように、一度法律が成立すれば、なし崩し的に変質させられてしまいます。そもそも労働法制は、労働者の生きがい働きがいを充足させるとともに生活を守るためのものです。そのために、長時間過重労働を防ぎ、劣悪な労働環境を排除するなど重要な役割を担っています。企業のコスト削減のために、改悪されることは許せませんし、黙って見過ごすこともできません。

金融労連は、これら労働法制改悪に断固反対し、多くの国民や労働者と連帯して運動を進めていきます。

以上決議する。

2015年9月13日
全国金融労働組合連合会
第10回定期全国大会